

2012年10月30日

国立大学法人徳島大学長  
香川 征 殿

徳島大学教職員労働組合  
中央執行委員長 石田三千雄

## 2012年度人事院勧告及び国家公務員退職手当法改正に関する

### 労使協議の申し入れ

拝啓

徳島大学の発展のために日々ご尽力のことと拝察いたします。

さて、ご存知の通り、今年8月に人事院が国家公務員の給与につき勧告を行いました。概要は、月例給、ボーナスは改定なし・55歳を超える職員の昇給停止・高位の号俸から昇格した場合の俸給月額を増加額を縮減などとなっております。また、昨年の人事院勧告にありました、「現給保障の廃止」につきましては、「実施については改めて組合と協議を行う」ことと理解しております。

また、やはり8月に、「国家公務員退職金400万円削減」が閣議決定されております。この件に関しましては国家公務員退職手当法の改正が進んでおりませんが、閣議では来年1月早々からの実施が決定されております。本学教職員は国家公務員ではありませんので、この法律や閣議決定により対応が規定されるわけではありませんが、これまでの給与削減が国家公務員と同様の割合で進められてきたことに鑑み、本学の対応につき、注視しているところです。

つきましては、人事院勧告と国家公務員退職金削減に対する本学の対応につきまして、労使で協議したく、申し入れるものです。ご多忙のところ恐縮ですが、日程調整につきまして、おおむね2週間以内程度での回答を希望します。

夜寒になる時節柄、ご自愛くださいますよう。

敬具